

箕面市新市立病院整備事業

落札者決定基準書

令和6年（2024年）4月

箕面市

目次

1	総則	1
(1)	落札者の決定方法	1
(2)	受注者選定に係る委員会の設置	1
(3)	落札者の決定までの手順	2
(4)	結果の公表	4
(5)	参加者が1社の場合の措置	4
(6)	応札者がいない場合又は落札者がいない場合の措置	4
2	落札者の決定基準	4
(1)	配点	4
(2)	価格に関する評価	4
(3)	価格以外に関する評価	4
(4)	特定提案	4
(5)	その他	5
3	落札者の決定方法	5

1 総則

(1) 落札者の決定方法

箕面市立病院（以下「本院」という。）は、箕面市新市立病院整備事業（以下「本事業」という。）の実施において、設計・施工一括発注方式を採用することにより、設計業務、工事、工事監理業務を一体的に実施し、本事業を効率的かつ効果的に実施することをめざしている。

ついては、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、病院の設計及び工事に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価落札方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）により落札者を決定する。

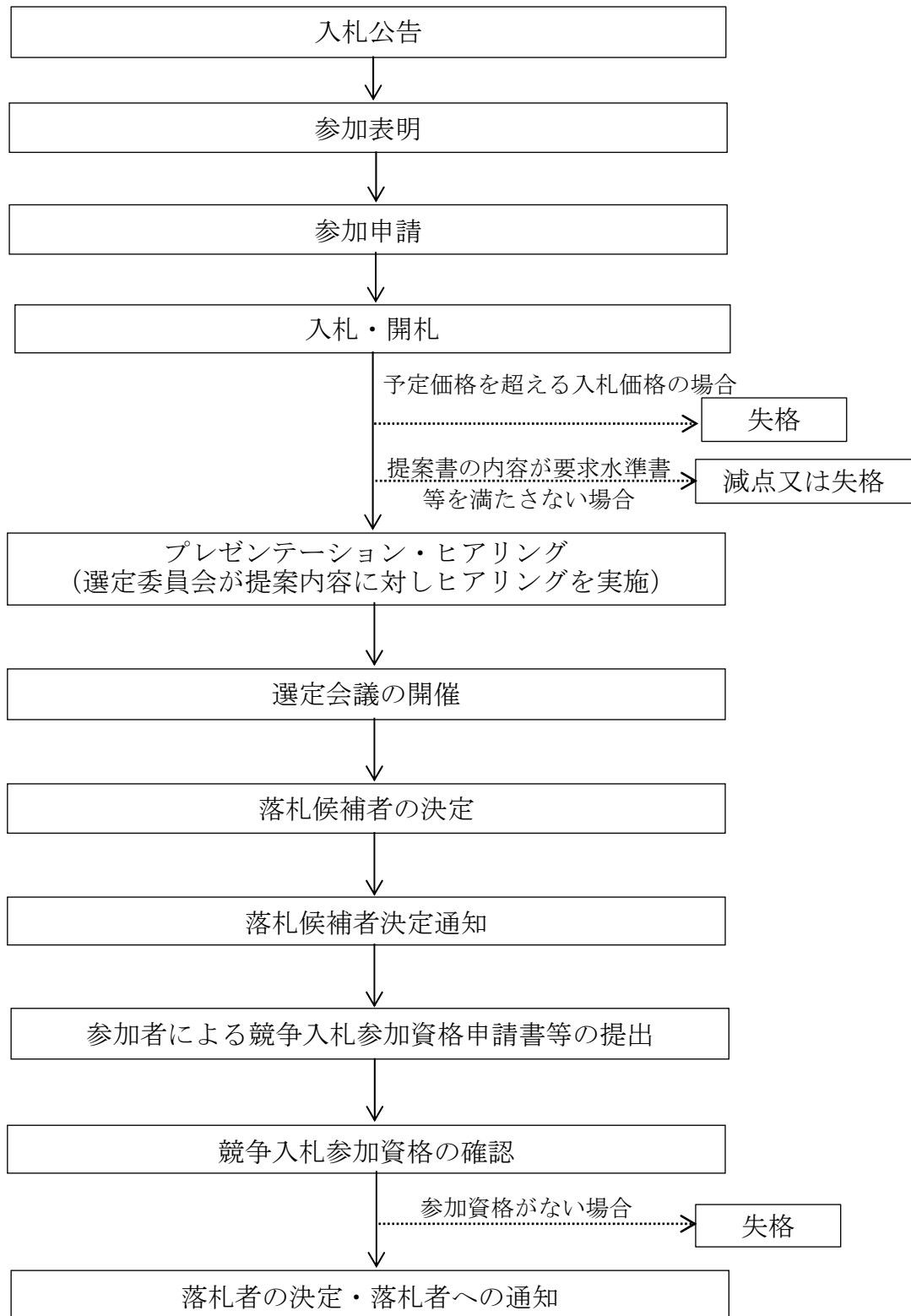
この「箕面市新市立病院整備事業 落札者決定基準」（以下、「本基準」という。）は、本院が総合評価方式により落札者を決定するための基準を示すものである。

(2) 受注者選定に係る委員会の設置

総合評価方式により落札者を決定するにあたり、学識経験者、医療関係者等により構成する「落札候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(3) 落札者の決定までの手順

落札者の決定までの手順は次の通りである。



落札者決定までの手順

	実施項目	実施内容	日程（予定）
①	参加表明	・参加者は本院に、参加表明の提出を行う。	5月20日（月） ～6月7日（金）
②	参加申請	・参加者は本院に、参加申請の提出を行う。	7月2日（火） ～7月16日（火）
③	入札・開札	・入札・開札を行う。開札後、入札価格を本基準に基づき価格評価点を算出する。 ・予定価格を超える金額を入札した参加者は失格とする。また、提案内容が要求水準書等を満たしていない場合は大幅な減点又は失格とする。	10月28日（月）
④	選定委員会の開催 プレゼンテーション・ ヒアリング 落札候補者の決定	・選定委員会は、参加者の提案書等に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを行う。 ・価格評価点、定量評価点及び定性評価点を算出し、選定委員会にて総合評価を行い、落札候補者を決定する。	11月22日（金）
⑤	落札候補者の 決定通知	・本院から落札候補者に、落札候補者の決定を通知する。	11月25日（月）
⑥	落札候補者からの 競争入札参加資格 申請書等の提出	・落札候補者は、本院が参加者の構成員に関する競争入札参加要件を確認するために、競争入札参加資格申請書等の提出を行う。	11月25日（月） ～11月27日（水）
⑦	競争入札参加資格 の確認	・本院は、落札候補者の競争入札参加資格の確認をする。	11月28日（火）
⑧	落札者への決定通知	・本院は、落札者を決定し通知を行う。	11月29日（水）

（4）結果の公表

本院は、落札者を決定した場合、その結果を市のホームページにより公表する。

(5) 参加者が1社の場合の措置

本院は、参加者が1社の場合であっても入札を実施し、入札説明書及び落札者決定基準の記載の手続きにより、落札者を決定できる。

(6) 応札者がいない場合又は落札者がいない場合の措置

本院は、応札者がいない場合又は落札者がいない場合は、この旨を速やかに本市のホームページにより公表する。

2 落札者の決定基準

(1) 配点

落札者の決定は、価格に関する評価及び価格以外に関する評価の総合評価により行い、価格に関する評価に100点を、価格以外に関する評価に200点を配点する。

(2) 価格に関する評価

下記の「価格に関する評価点の算出方法」に基づき点数化する。点数化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求めるものとする。なお、予定価格を上回る金額を入札した者は失格とする。

$$\left(\left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right) + \left(\frac{\text{最高入札価格} + \text{最低入札価格}}{2} - \frac{1}{2} \right) \right) \times \text{得点配分}$$

(3) 価格以外に関する評価

ア 別紙「提案書に関する評価項目一覧」の評価項目ごとに記載する配点に基づき点数化する。

イ 定性評価及び定量評価の評価項目毎に、選定委員会委員が採点した点数の平均点をもって評価点数とする。点数化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求めるものとする。

(4) 特定提案

特定提案等は、設計業務、工事、工事監理業務を一体的かつ効率的、効果的に実施し、新病院の供用開始後の経済性や利用者すべての利便性、安全性等の確保を目的として参加者が提案するもので、別紙「提案書に関する評価項目一覧」に係る提案内容を提案し、当該提案の内容を評価するものである。なお、参加者は、その他参加者独自の提案を行うことができる。

(5) その他

ア 提出された書類等において、本院は、業務の履行内容その他本院が必要と認めた事項について、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めることができる。

イ 参加者が当該求めに応じないときは、入札を無効とする。

3 落札者の決定方法

- (1) 入札者の評価は、「2 落札者の決定基準」に基づき、入札価格に関する評価の点数及び入札価格以外の項目に関する評価の点数の合計（以下「総合評価値」という。）により行う。
- (2) 入札書に記載された入札価格が、予定価格（税抜き）の制限の範囲内である者のうち、総合評価値が最も高い入札者を第1落札候補者とし、総合評価値が2番目に高い入札者を第2落札候補者とする。
- (3) 競争入札参加資格の確認の結果、第1落札候補者を落札者とししない決定をした場合は、第2落札候補者について、落札者とするか、又はしないかを決定する。
- (4) 落札者の発表は、令和6年11月29日（金）を目途とし、当該落札者に通知するとともに、市ホームページ上に掲載する。